

これまでの検討事項の整理

行政データの積極的な活用（修正案）

【国の実施する統計調査の承認において行政データとの重複を排除できないか】

元の案：国の実施する統計調査の承認基準に「行政データとの重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること」を加えられないか。

⇒ 統計法に基づく承認基準とするためには、行政機関等（行政機関、地方公共団体及び独立行政法人等）が保有する行政データを総務大臣が網羅的に把握できる法的な担保が必要。しかしながら、実務的には他の法律や条例によって管理・保護されている行政データを、網羅的に捕捉し、かつ、統計調査との重複の状況を検討できる程度にまで詳細に把握することは不可能。

⇒ 現行の承認基準の中でも、統計調査の実施の必要性を審査する観点で行政データとの重複は確認するところ、公的統計基本計画における措置により、e-Statや「調査等リスト」をより一層活用し、行政データとの重複排除の実効性をさらに高めることとする。

【従前のイメージ】

第10条及び第20条

国の実施する統計調査の承認の基準

【基幹統計調査】

- ✓ 調査対象範囲や調査事項等が基幹統計の作成の目的に照らして必要かつ十分なものであること。
- ✓ 統計技術的に合理的かつ妥当なものであること。
- ✓ 他の基幹統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること。

【一般統計調査】

- ✓ 統計技術的に合理的かつ妥当なものであること。
- ✓ 行政機関が行う他の統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること。

改正案

行政データとの重複が合理的と認められる範囲を超えていないことを加えられないか。

【新たなイメージ】

第10条及び第20条（再掲）

国の実施する統計調査の承認の基準

【基幹統計調査】

- ✓ 調査対象範囲や調査事項等が基幹統計の作成の目的に照らして必要かつ十分なものであること。
- ✓ 統計技術的に合理的かつ妥当なものであること。
- ✓ 他の基幹統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること。

【一般統計調査】

- ✓ 統計技術的に合理的かつ妥当なものであること。
- ✓ 行政機関が行う他の統計調査との間の重複が合理的と認められる範囲を超えていないものであること。

運用面の強化

統計調査の実施の必要性を審査する観点において行う行政データの重複確認を強化する（調査等リスト、公的統計基本計画）。



行政データと民間データの流通の拡大（修正案）

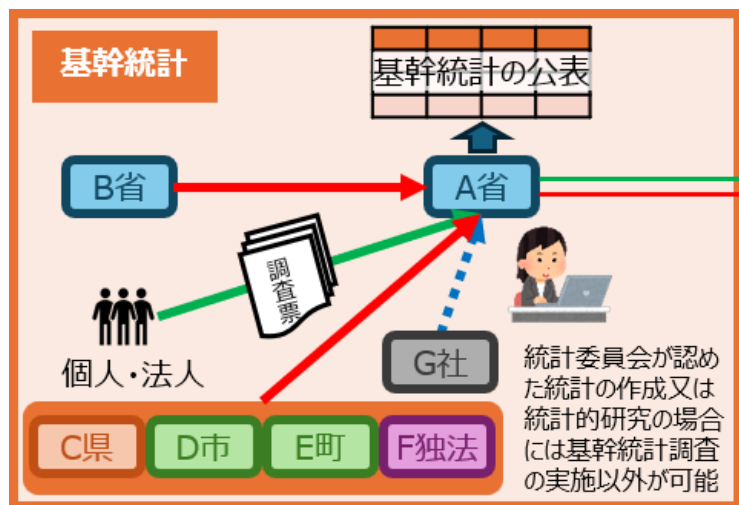
【基幹統計の作成に向けた連携の強化】

元の案：行政機関が他の行政機関等に行政データの提供依頼を行った場合に、当該他の行政機関等は、行政上の又は個人・企業の活動における特別の支障がない限り、応諾することとできないか。

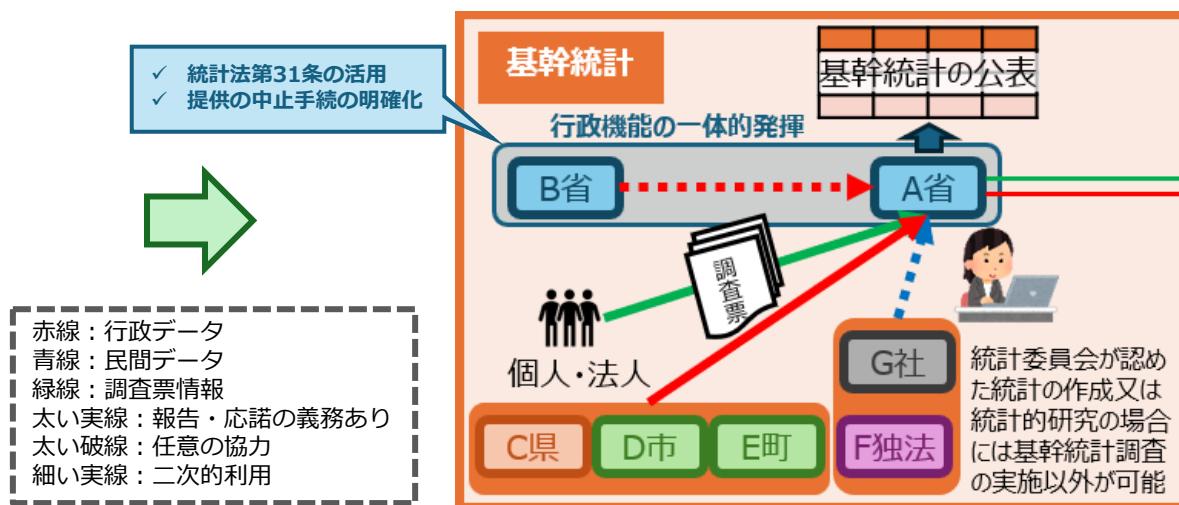
⇒ 国家行政組織法第2条第2項では、「国の行政機関は、内閣の統轄の下に、その政策について、自ら評価し、企画及び立案を行い、並びに国の行政機関相互の調整を図るとともに、その相互の連絡を図り、全て、一体として、行政機能を発揮するようにしなければならない。」と規定されているところ。したがって、行政データの授受に限らず、一体として行政機能を発揮することが前提となっているため、重疊的に義務規定を置くことはせず、現行の統計法の規定のように、協力依頼の規定を置くことが通例となっている。

⇒ これを踏まえれば、協力依頼の実効性を高めるために、①現在より多くの行政データが活用可能となること、②基幹統計の作成の元となる行政データの提供が急遽中止されることがないこと、が必要と考えられる。これについて、①は、現行の統計法第31条の規定（行政機関の長が依頼を行って協力が得られなかった場合に、公的統計の体系的整備の観点から、総務大臣が統計委員会の意見を聴いて改めて依頼を行う）などを活用する方法、②は、行政データの提供の中止をしようとするときの手続の明確化などによって担保することを検討していく。

【従前のイメージ】



【新たなイメージ】



事業所母集団データベース及び経済センサス（修正案）

【事業所母集団DBの照会への回答義務化（精度向上のための見直し）】

元の案：統計法第27条において、照会対象に報告を求めること及び求めに応ずることを義務化する規定を追加し、精度・網羅性を確保。

⇒ 事業所母集団DBは主に経済センサスの調査票情報により整備しており、不足する情報については、照会業務を通じて必要な情報を収集している。そのため、報告の求めに応ずる義務を課す事業所等の対象についての検討に当たっては、経済センサス等の実施状況を含む事業所母集団DBの整備状況を勘案する必要があるとともに、事業所母集団DBの利用状況やその効果等を明らかにし、報告者が統計調査や照会業務の意義や目的を十分に理解し、納得感をもって求めに応ずることができるようにすることも重要である。こうした点を踏まえ、基本計画等に基づき意義の周知・理解促進を進めつつ、将来的な課題として検討することが適当である。

【経済センサスの法定化／経済センサス調査票情報の事業所母集団DBへの利用規定の整備】

元の案：経済構造統計を統計法上の「基幹統計」に追加し、経済センサスの実施を法定化。その調査票情報を事業所母集団DBの整備に用いることを法律上明示。

⇒ 上記のとおり、経済センサスを含む経済構造統計は、我が国の経済構造を把握する上で重要な統計であるのみならず、事業所母集団DBの整備を通じて他の統計の作成にも用いられる基盤としての役割を有している。また、経済構造統計を構成する経済センサス等については、調査対象や調査内容等について、実施状況等を踏まえつつ検討が重ねられているところ、このため、経済センサス等の統計法への規定については、事業所母集団DBと併せて、経済構造統計に係る各調査の実施状況、事業所母集団DBの整備・利用状況等を総合的に勘案しつつ、将来的な課題として検討することが適当である。

調査票情報等の提供形態の多層化（修正案）

統計法等に関する研究会
（第7回）資料2再掲

【匿名データの提供形態の柔軟化】

元の案：教育関係者を始めとして広く一般の利用に供する匿名データは「攪乱的手法を用いたもの」とし、それ以外の匿名データは公益性等の審査を行い、学術目的による利用を可能とする（攪乱的手法を用いたものであっても、公益性等の審査を行って学術目的による利用を行うことを妨げない。）。

⇒ 現行の匿名データは調査票情報を加工することで作成されているが、調査票情報以外の情報も対象とすることを踏まえ、そのような匿名データの類似物も探索して確認。その結果、必要な匿名化の程度は加工の手法だけでなく、加工を行う前の情報の性質によることもあることが分かったため、加工の度合いや提供の方法・審査は提供者である各府省の判断によることとする（基幹統計調査の場合の加工方法は引き続き統計委員会でご審議いただく。）。

【他の情報法制における匿名データに相当する概念と合わせた情報管理規定への変更】

現行：「匿名データ」は統計法第2条第12項の定義では「一般の利用に供することを目的として」加工したものとされているが、調査票情報と同様の適正管理義務が課されている。

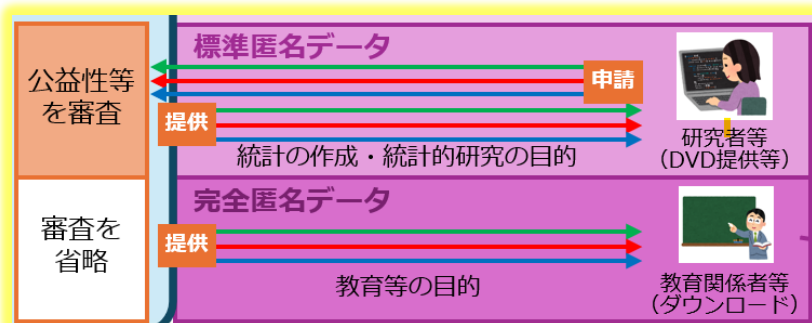
⇒ 平成19年の統計法制定時は、不安を招かないように入念的に適正管理義務を措置したが、その後、他の情報法制に類似概念ができたため、それ合わせて適正管理義務を緩和する。一方で、他と同様に識別禁止規定を措置する。

【学術研究だけでなく教育の充実に目的とした利用も明記してそれに対応する制度とする】

現行：学術研究の発展に資する場合のみが法律上例示され、作成した統計又は統計的研究の成果の公表義務がある。

⇒ 数理・データサイエンス・AI教育の普及を背景として、教育における利用を促進する。このため、作成した統計又は統計的研究の成果の公表の義務を外す。一方で、完全に自由な利用とはせずに最低限の申請は残す。

【従前のイメージ】



【新たなイメージ】

